

## 三戸町外の一般廃棄物の搬入に係る事前協議に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、町外において発生した一般廃棄物を町内へ搬入及び処分することに関し、必要な事項を定めることとし、もって一般廃棄物処理計画との調和の確保並びに生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）に定めるところによる。

(事前協議)

第3 町内において一般廃棄物の処分を必要とする他市町村または一部事務組合（以下「排出元自治体」という。）は、株式会社ウィズウエイストジャパンへ一般廃棄物の処理に関する協議書（以下「事前協議書」という。）を提出し、町長に事前協議を行うものとする。ただし、南部町（名川地区及び南部地区に限る）及び田子町から発生するごみについては、三戸地区環境整備事務組合で定めた一般廃棄物基本計画に基づき、三戸地区クリーンセンターで処理することが定められていることから、事前協議は行わないものとする。

2 協議の有効期間は、1年以内とし、地方自治法第208条第1項に規定する会計年度の範囲内とする。

(事前協議の審査基準)

第4 町長は、前条の規定による協議があったときは、次に掲げる基準により、審査するものとする。

- (1) 取り扱う廃棄物が一般廃棄物であること
- (2) 排出元自治体での処分または再生が困難であること
- (3) 町内にある処分または再生の施設が、搬入しようとしている一般廃棄物の数量に対し、処理能力の範囲内であること

(事前協議の回答)

第5 町長は、前条の基準により審査し、適当と認める場合は、速やかに当社を通じて排出元自治体へ一般廃棄物の処理に関する回答書（以下、「回答書」という。）を送付するものとする。

(処理の開始・再協議)

第6 排出元自治体は、前条の規定による回答書を受領した後、協議内容に基づき搬入を開始するものとする。なお、排出元自治体は、協議内容に変更が生じた場合は、一般廃棄物の処分に係る搬入数量等の変更通知書を町長へ提出するものとする。

(処理の継続)

第7 排出元自治体は、第5の規定により承諾を受けた廃棄物について、翌年度以降も継続して処理する場合は、当社を通じて再度町長に対し事前協議を行う。

(一般廃棄物搬入の予定数量等報告について)

第8 排出元自治体は、回答書で了承を受けた場合、搬入予定数量等を町長へ通知するものとする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。